

あすの企業年金制度を企業とともに考える

2012年6月



損保ジャパンDC証券

No. 74

【確定拠出年金の拡充策を検討 ~成長ファイナンス推進会議の中間報告より】

「成長ファイナンス推進会議」は、事業の成長・再生や起業で資金を必要とする産業にマネーを供給することを目的として、2月に国家戦略室に設置されました。

年央に予定されている「日本再生戦略」の策定に向けて中間報告が取りまとめられ、その中で、 成長マネーのパイ拡大への対策の一つとして、「確定拠出年金の拡充」が挙げられています。そ こで、推進会議における検討内容と今後の取り組み方針について見ていきます。

(詳細は次のURLにてご確認ください。http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive07_02.html)

1. 拠出限度額の拡大

マッチング拠出が1月にスタートしましたが、掛金額に制限(※)があるために、加入者掛金を思うように積み立てられないケースなどが想定されます。今後、拡大していくであろうマッチング拠出の状況を見極めつつ、限度額を拡大する方向で検討されることになりました。

また、老後の資産形成支援という観点から、使用しなかった限度額の残りを翌年以降に繰り越して使用する方法などの対策についても、検討が進められることになりました。

(※)加入者掛金額≤事業主掛金、かつ、加入者掛金+事業主掛金≤拠出限度額(51,000円または25,500円)

2. 加入者対象の拡大

現状では、公務員、専業主婦は確定拠出年金制度に加入することはできませんが、これらの方への拡大についても、検討されることになりました。

3. 資産運用の改善

年金運用の基本原則である分散投資の促進に向けた施策を講じるため、具体策について検討が進められることになりました。

これらの取り組み方針は、確定拠出年金制度が今後の年金制度の大きな柱と認識されているということでもあり、今後の制度の発展を通じて経済環境の向上が期待されるものとなっています。一方で、多くの課題もあります。限度額の引き上げにより拠出額が増加し、その結果、税収減につながる可能性があります。加入対象者の拡大についても、他の年金制度とのバランスなどの問題もあり、実現には多くの課題を解決していく必要があると思われます。より効果的な制度の拡充を実現するためにも、利用する事業主様や加入者様にも分かり易く、導入が簡便な方策について検討が進むことが望まれます。

今後のスケジュールは、成長ファイナンス推進会議の実行会議が数回開催されたのち、年央には「日本再生戦略」が取りまとめられる予定です。

今後も引き続き、動向を注視し、皆様にお伝えしていきます。

【マッチング拠出制度を導入するうえで確認しておきたい点 ②】

前号に引き続き、法律や政省令の解釈について、2011年12月に厚生労働省がQ&Aを開示した内容の中で、確認しておきたい主なルールをいくつか要約して、ご紹介していきたいと思います。(詳細は、以下のURLにてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kigyou/dl/kigyou-05.pdf)

| | 質問 | 当局の回答 |
|------|---|--|
| No6 | 以下に当てはまる場合、規約に定めれば加入者の金額変更の指図が無くても、加入者掛金額を変更することはできますか?(規約に定めた掛金額の選択肢と異なってもよいですか?) ・ 事業主掛金額が下がったことにより、加入者掛金額が事業主掛金額を上回ってしまった場合、事業主掛金と同額に変更する。 ・ 事業主掛金額が上がったことにより、施行令第11条に定める限度額を超えてしまった場合、限度額から事業主掛金を控除した額に変更する。 | 可能です。 規約に定めた掛金額の選択肢と異なって も問題ありません。 |
| No8 | 金額不足等により、加入者掛金を給与から控除できない場合、 I) 本人からの同意なく、掛金を0円としてもよいですか?その場合は、年1回の変更にカウントされますか? II) 本人からの同意なく、控除可能な額にしてもよいですか? III) 控除できなかった場合、掛金が0円となりますが、控除できるようになったときに控除を再開してよいですか?(年1回の変更に該当しないか?) | I) 規約に定めれば、可能です。この場合、年1回の変更にはカウントされません。 Ⅲ) できません。 Ⅲ) 可能です。 (年1回の変更にはカウントされません。) |
| No9 | 就業規則等で定める職種等によって、異なる加入者掛金額の選択肢を設けることはできますか? | 事業主掛金も職種等によって異なっているのであれば、可能です。 <例> 総合職は、0円・10,000円・20,000円。 一般職は、0円・5,000円・15,000円。 |
| No23 | 新規に加入者掛金を申し込み、その後、1年経たないうちに、規約で定めた年1回の変更月が来た場合、加入者掛金の変更は可能ですか? | 可能です。 開始は、年1回の変更にはカウントされま せん。 |
| No27 | 掛金超過等により還付が発生した場合、加入者掛金分 の返還方法に制限はありますか?また、事業主経由で 返還して、給与とあわせて支給してもよいですか? | 制限はありません。 また、給与とあわせて返還しても問題あり ません。 |

掛金限度額のルールがあるために、事業主掛金が増減した場合、加入者掛金の減額調整が入る場合があります。その場合、加入者本人が指定した金額と異なる金額が拠出されることになりますが、これは本人の意思ではない変更(調整)となるため、年1回の掛金額変更には該当しません。また、金額不足により給与から加入者掛金が控除されなかった場合も、同様に該当しません。

今後も、引き続きマッチング関連する情報をお届けします。